

産業消防常任委員会会議記録

日 時 令和4年9月16日（金曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第4委員会室

午前10時22分 散会

付託事件

議案第67号中第1表中歳出中第6款及び第7款，認定第3号，議第17号，令和4年陳情第5号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第67号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第4号）中第1表中歳出中第6款（農林水産業費）及び第7款（商工費）
- ② 認定第3号 令和3年度水戸地方農業共済事務組合農業共済事業会計決算認定について
- ③ 議第17号 水戸市地産地消の推進に関する条例

(2) 陳情審査

- ① 令和4年陳情第5号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し，すべての農家経営への支援策強化を求める陳情

2 出席委員（6名）

委員長	飯田正美君	副委員長	後藤通子君
委員	渡辺政明君	委員	内藤丈男君
委員	五十嵐博君	委員	安藏栄君

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職，氏名

副市長	田尻充君		
産業経済部長	長谷川昌人君	産業経済部参事	川崎幹男君
産業経済部参事兼観光課長	小林一仁君	商工課長	檢崎芳明君
農政課長	後藤俊之君	農業環境整備課長	三村隆君
農産振興課長	永盛光郎君	公設地方卸売市場	宮田正一君
消防局長	大内康弘君	消防次長	勝村俊則君
消防局参事	箕輪重美君	北消防署長	石田宏一君

南消防署長	猿田純夫君	消防総務課長	大信成人君
火災予防課長	河原井豊君	消防救助課長	高畠和巳君
救急課長	栗原政人君		
農業委員会 事務局長	横山英雄君	農業委員会 事務局次長	吉川正浩君

6 事務局職員出席者

議事課長	大嶋実君	書記	大内しおり君
------	------	----	--------

午前10時 0分 開議

○飯田委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから産業消防委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、市長提出の議案第67号ほか1件、議員提出の議第17号、それに陳情1件であります。

お諮りします。この際、当委員会に付託となっております市長提出の議案第67号ほか1件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、一括議題とします。

それでは、市長提出議案につきましては、一通りの質疑を行いましたので、これより各議案について御意見等を伺いながら採決を行ってまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、これより採決に入ります。

採決の方法は、挙手によりお願いします。

初めに、議案第67号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第4号）中第1表中歳出中第6款（農林水産業費）及び第7款（商工費）について、御意見等がございましたらお願いします。

五十嵐委員。

○五十嵐委員 議案第67号 令和4年度水戸市一般会計補正予算につきましては、賛成の立場から意見を申し上げさせていただきます。

畜産農家緊急支援及び農業担い手緊急支援金につきましては、いずれも中国での需要増加や新型コロナウイルス感染拡大と原油高騰などによる輸送コストと、さらにはロシアのウクライナ侵攻などの影響を受け、厳しい経営環境にあることから、支援金につきましては、できる限り早急な取組を図っていただきたいと思っています。

過日行われました商工課の水戸市事業継続応援支援金の手続は、かなり簡単にできましたというように皆さんからも聞いております。このように、もう何度か大変な思いをしていますので、せめて手続等におきましても、簡便に申請が済むような体制をお願いしたいと思います。また、告知に当たりましては、対象者に対して、漏れることはないと思いますけれども、1件も漏れることのないようお願いしたいと思います。

また、経済振興・子育て支援プレミアム商品券発行事業につきましては、先ほどの畜産農業支援の際に申し上げました同様の理由によりまして、物価の高騰が家計に打撃を与えています。したがって、この事業は直接的に子育て世帯を応援することと市内経済の活性化と消費の拡大を図ることが目的となっていることから、前回は同様に取り組みで、今回におきましてもスムーズな流れの中で予算執行に努めていただきたいと思っています。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

安藏委員。

○安藏委員 3点だけちょっと、賛成の立場でちょっと意見を述べさせていただきます。

まず、この畜産農家緊急支援につきましては、ただいま五十嵐委員さんが言われましたように、できるだけ早急に対応されるように私からも要望しておきたいと思います。その中で、昨日もいろいろ議論をさせてもらったんですけれども、1点目、特に畜産対策につきましては、本当に国、県でも異常事態、緊急事態ということで、まだ様々な対策を検討しているようでございますけれども、ぜひ本市におきましても、そういう部分では歩調をあわせながら継続的に、畜産の場合はそれほど、とにかく毎日のことで大変だということをおもいも実地で聞いておりますので、ぜひ今回の分も早急に行って、また継続的な部分も必要かなと思っておりますので、意見として申し上げます。

それから、農業担い手支援の第2次についてでございますけれども、これも当然早急にという話ですけれども、1次の部分とあわせて何か柔軟な対応ができないものか、そして、そのことによって、この支援事業が農業者にとってインパクトのある施策となるんじゃないかなと考えております。

それで、皆さん、関係の方は御存じかもしれませんが、特に畑作におきましては、農地中間管理機構云々の話、昨日申し上げましたし、担当の課長さんからもお話を伺いましたけれども、畑作の場合の支援というのは非常に難しいと思うんですよね。単に中間管理機構を通しての契約に基づいて支援するというような話から、ちょっと昨日、1歩進んだ農政課長さんの答弁がありましたけれども、畑作の場合、連作障害という言葉は、ここにいる皆さん、御存じないんじゃないかなと思うんですけども、同じところに作物を作るよりもぐるぐる回して作ったほうがいい作物ができるよということで、土地を変えながら作るということになってくると、一々中間管理機構の手続をするなんていうことは、現場としては多分やっつけられないと思うんですよ。

その辺も含めまして柔軟な対応をお願いしたいということと、あと、水戸市で推奨している作物、例えばこの前も言いましたけれども、納豆の原料の大豆は、これ条例で納豆の消費拡大の話があって、そのほかに青パパイヤとか白ゴマとかネギですね、水戸でこういう農産物を推奨していますよという作物があると思うんですけども、そういう部分への対応、これ対象が耕作者になっていますけれども、例えばそういうのも組み入れてということも考えられなくもないと私は思っています。だから、その部分をちょっと意見として申し上げます。

それで、3点目なんですけれども、今回、農業集落排水事業のことで、私もこの委員会に担当がいるかと思ったら、もう既に建設企業委員会のほうで審議しているということで昨日は議論できなかったもんですから、委員長、すみません。

○飯田委員長 この委員会に関係するんですね。

○安藏委員 うん、関係するんで、肥料高騰対策ということで今回これ議案になっていますよね。そうすると、集落排水事業でコンポスト事業というのがあるんですよ。要は、集落排水で、その流末を使って肥料にして農家に還元するとか、家庭菜園とか何とかに還元するというようなことが市内でも2か所始まっているらしいんですよ。平須と大野かな。そういう部分で、ぜひこの時期なんで、その施設があるんだったらぜひ有効に使える手だてを考えてはどうかということをおもい、担当はいないんですけども、ぜひ委員長さんの報告の中でこのことを入れてもらえれば、この肥料高騰対策にもつながると思うんで、ぜひお願いして、賛成

の立場で御意見を申し上げました。よろしく申し上げます。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

渡辺委員。

○渡辺委員 私も賛同の立場で、今後のことを踏まえた意見を述べさせていただきます。

今、五十嵐委員、安藏委員のほうから本当に緊急的な対応というようなことでお話があったと思います。その要因が、自国のパワー、力でエネルギー資源についても代えることができない、この原油高を抑えることができない、また、そういうものによって輸送コストがさらに上がってくる、いわゆるこの緊急事態が常態化する可能性があるかと、そういう心配がございます。

循環型のこの市場経済を考えると、常態化することによって、いわゆる全ての産業、また、そういうものに関わる事業者が非常に困窮をしていくということでございますので、今後もそういう社会の動きとかを注視しながら、例えばそれが長く続くようなことがあり得るというようなことも想定しながら、水戸市としての考え方、対応等をやはり少しずつ考えていくべきではないのかなというようなことを意見として述べておきます。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第67号について採決します。

議案第67号中第1表中歳出中第6款及び第7款について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○飯田委員長 総員挙手であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第3号 令和3年度水戸地方農業共済事務組合農業共済事業会計決算認定について、御意見等がございましたらお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、認定第3号について採決します。

認定第3号について、認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○飯田委員長 総員挙手であります。

よって、認定第3号は認定すべきものと決しました。

次に、陳情審査を行います。

さきの本会議において、当委員会に付託されました陳情は1件であります。

令和4年陳情第5号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、すべての農家経営への支援策強化を求める陳情を議題とします。

本陳情につきましては、その写しをお手元に配付してございますので、初めに本陳情の内容につきまして事務局より朗読させます。

なお、先例・申し合わせにより、陳情の記載事項のうち、個人が特定できる情報については朗読しない取扱いとなっておりますので、あらかじめ御承知をお願いします。

○事務局 朗読させていただきます。

「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、すべての農家経営への支援策強化を求める陳情。

2022年8月22日、水戸市議会議長、須田浩和殿。

陳情趣旨。

政府は、深刻な米価下落対策に十分な対策を取らないまま、昨年11月19日、新たに26万トンの主食米生産数量を削減する計画を発表しました。

同時に、2022年度から「水田活用の直接支払交付金」の見直しを明らかにしました。その内容は、あぜや水路がなく水張りができない水田や、2022年から2026年の5年間に1度も米を作らなかった水田は「水田活用の直接支払交付金」の対象水田から外すというものです。

これが実施されれば、永年作物や牧草地利用など、転作に協力してきた農家への打撃は計り知れません。減反を拡大する一方で、これまで政府に長年にわたって転作に協力してきた農家を交付金の対象から排除することは到底、受け入れられません。さらに重大なことは「あぜがあっても、水路があっても、5年間に1度も水張りしなければ」交付対象水田から外すことを明言しています。これまで、食料自給率の低い麦・大豆・菜種・ソバなどの戦略作物の生産拡大に取り組んでいる農家に対する、重大な裏切りです。交付金の対象から外れる水田は耕作放棄地になり、さらに自給率の低下を招きます。

今、食料自給率向上を確実に高めるために水田を活用した転作への支援こそ求められています。

交付金の削減を行うことなく、食料自給率向上を目指して、全ての農家を対象にした施策・予算の一層の拡充が必要です。以上を踏まえ、下記事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき、国会または関係行政庁へ意見書を提出していただきますよう陳情します。

陳情事項。

1、「水田活用の直接支払交付金」の見直しは行わないこと。また自給率が低い戦略作物、農産物に対する交付金・支援策を充実させ、全ての農家経営の安定を図ること。

以上です。

○飯田委員長 それでは、内容につきまして、御意見等がございましたら発言願います。

ないですか。

それでは、本陳情の取扱いにつきましていかがいたしましょうか。

〔「継続で」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 それでは、お諮りいたします。令和4年陳情第5号につきましては、継続審査とすることはいかがでしょう。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

本陳情につきましては、当委員会から議長に対しまして継続審査の申出をしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

以上で、陳情審査を終わります。

次に、議員提出の議第17号 水戸市地産地消の推進に関する条例を議題とします。

本案につきまして、提出議員より説明を願います。

渡辺委員。

○渡辺委員 それでは、議第17号の地産地消の推進に関する条例について御説明を申し上げます。

本会議、また全員協議会でも田口米蔵議員が代表して説明をしておりますが、委員会のほうでは私のほうでお話をさせていただきます。

議第17号 水戸市地産地消の推進に関する条例につきまして御説明を申し上げます。

本市の農業は、那珂川や涸沼川流域、内原地区など、それぞれの地域で特色のある農産物の生産が行われています。

これら市内で生産される地場農産物については、これまで市内飲食店等における利用の促進や学校給食に等における利用に積極的に努めているところであります。

本市におけるこれらの取組のさらなる強化に向け、地産地消の推進に関する基本理念を定めるとともに、この推進に係る市の責務並びに生産者、事業者及び市民の役割を明らかにして、市内の農産物の将来にわたる安全で安心な供給体制を構築し、もって本市産業の持続的な発展及び市民の健康的で豊かな生活の形成に寄与するため、所要の規定を設けるものであります。

初めに、第1条では、条例の目的として、ただいま提案理由として申し上げました内容を規定しており、第2条は、本条例における用語の定義を規定しております。

第3条では、地産地消の推進に関する基本理念として、1、市、生産者、事業者及び市民の連携と相互協力、2、安全で安心な市内農産物等の供給体制づくり、3、関係者の自発的な取組を尊重し、生きがいや喜びを感じることができるよう地域の活性化に資する取組、4、市民の健康的で豊かな生活の維持向上に資する取組、以上4つの項目の実施を掲げております。

第4条では、市の責務として、生産者、事業者及び市民と連携しながら、地産地消の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することや、市有施設または市が主催するイベント等において、食の提供を行うときは、市内農産物等を優先的に使用するよう努めることなどを規定しております。

第5条では、生産者の役割として、安心して使用できる供給体制づくりに主体的に取り組むことや、市民の需要に応じた生産に計画的に取り組むとともに、品質や安全に関する情報の提供に努めること等を規定しております。

第6条では事業者の役割として、第7条では市民の役割として、市内農産物等を優先的に使用することを努力義務としてそれぞれ規定しております。

第8条では、地産地消の推進に係る施策の実施に当たっては、食育に関する施策との連携を図ることを、第9条では、これらの取組の推進に当たり、参加や協力は強制されるものではなく、個人の嗜好や意思に配慮することを規定するものであります。

最後に、第10条において、執行機関は地産地消の推進に関する施策の実施状況等について、毎年度公表することを規定するものであります。

説明は以上でございます。御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○飯田委員長 本案につきまして、質疑のある方はお願いいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議第17号についての質疑を終わらせていただきます。

それでは、これより御意見等を伺いながら採決に入ります。

採決の方法は、挙手によりお願いします。

議第17号について、御意見等がございましたらお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議第17号について採決します。

議第17号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○飯田委員長 総員挙手であります。

よって、議第17号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました市長提出の議案第67号ほか1件、議員提出の議第17号についての審査は全て終了しました。

なお、この際、本会議における委員会報告書についてお諮りします。委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、閉会中所管事務調査についてを議題とします。

本件については、お手元に配付しました閉会中所管事務調査一覧表のとおり、当委員会から議長に対しまして申出をしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、本日の産業消防委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午前10時22分 散会